

## 証拠一覧表記載事項

3(1) 1の一覧表には、アからキウまでに掲げる証拠の区分に応じ、証拠ごとに、それぞれに定める事項を記載しなければならないものとする。

ア 証拠物 品名、及び数量、押収日及び押収場所

イ 供述録取書 文書の標目、作成年月日及び供述者の氏名

ウ 第316条の15第1項第2号又は同項第3号に該当する書面 文書の標目、作成年月日及び検証の対象

エ 第316条の15第1項第4号に該当する書面 文書の標目、作成年月日、鑑定資料の名称及び鑑定事項

オ 第316条の15第1項第8号に該当する書面 文書の標目、作成年月日及び取調べを受けた者の氏名

カ 検察官、検察事務官又は司法警察職員が作成した書面であって、作成者以外の者の供述を内容とするもの 文書の標目、作成年月日及び原供述者の氏名

キウ 証拠書類（イからカまでに掲げるものを除く。） 文書の標目及び作成年月日及び作成者の氏名

「作業分科会における検討(2)」の「証拠開示制度」第1・3における記載について、特別部会に資料として提出した「証拠リスト案」に記載した項目を基に加除修正したものである。

以上